



# 意外と身近なセクシュアル・ハラスメント

— 予防と解決のためのガイドライン —



# 巻 頭 言

徳島大学副学長（教育担当）

高石 喜久

徳島大学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し向上させ、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」を理念としています。

この理念を実現させるためには、学生や教職員の皆様が個々の可能性を大いに発揮できる教育研究環境の整備と充実が不可欠であると考えています。特に授業や研究指導における学生と教員、あるいは業務における教職員同士のやりとりは重要な教育研究環境の1つであります。その中で、学生あるいは教職員が自主と自律の精神を奪うようなやりとりが行われることは避けなければなりません。自主と自律の精神を奪う関わり方の1つにセクシュアル・ハラスメントがあります。セクシュアル・ハラスメントは性別役割蔑視から行われる人権侵害行為です。性別役割蔑視を自覚することはなかなか難しく、知らず知らずのうちにセクシュアル・ハラスメントに及んでしまうことも多々あります。しかし、セクシュアル・ハラスメントを受けた側の心の傷は深くなりやすく、回復に長い時間を必要とすることも少なくありません。

本書は、学生や教職員の皆様が、セクシュアル・ハラスメントを行う、あるいは被害を受けることなく、自主と自律の精神をもって個々の可能性を大いに発揮されることを願って作成されました。セクシュアル・ハラスメントに関するセルフ・チェックに始まり、典型的なセクシュアル・ハラスメント事例、加害者の特徴や被害者への影響、そして対応のポイントまで網羅されています。ぜひ本書を活用し、セクシュアル・ハラスメントの十分な防止と適切な対応にあたっていただくことを心より願っております。最後になりますが、本手引きを作成していただきました保健管理・総合相談センター総合相談部門の皆様に深く感謝申し上げます。

# 目 次

1. はじめに .....	1
2. セクハラ・セルフチェック .....	1
3. セクハラを理解する	
(1) セクハラの実義 .....	2
(2) セクハラの種類 .....	2
(3) セクハラが大学で起こりやすい背景 .....	2
4. セクハラの実義事例	
(1) 教員から学生への環境型セクハラ：女子学部生Aさんの事例 .....	3
(2) 教員から学生への対価型セクハラ：女子大学院生Bさんの事例 .....	3
(3) 教員から学生への環境型セクハラ：男子学部生Cさんの事例 .....	4
5. 加害者とされる者を見抜くポイント	
(1) セクハラの手口 .....	5
(2) 加害者とされる者にみられやすい特徴 .....	6
(3) セクハラ加害者とされる者のタイプ .....	6
6. 被害を受けたとされる者への影響	
(1) 精神的影響 .....	7
(2) 身体的影響 .....	8
(3) ライフ・キャリアへの影響 .....	8
7. セクハラ加害と被害を防ぐ方法	
(1) セクハラの実害を防ぐ方法 .....	8
(2) セクハラの実害を防ぐ方法 .....	9
8. セクハラの実害を受けたらできること	
(1) 出来事の実録を整理し、証拠を集める .....	9
(2) はっきりと拒否する .....	9
(3) 味方をつくる .....	10
(4) 専門機関に相談する .....	10
9. セクハラの実害を相談されたら	
(1) 二次被害を避ける .....	10
(2) 専門相談窓口への相談を勧める .....	11
10. セクハラの実害を訴えられたら .....	11
11. 相談窓口	
(1) 学内相談機関 .....	11
(2) 学外相談機関 .....	12
12. 関連法律	
(1) 男女雇用機会均等法第11条 .....	12
(2) 平成18年厚生労働省告示第615号 .....	12
(3) 加害者の刑事責任 .....	13



セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）と聞くと、自分とは無関係の遠い世界の話と思われるかもしれませんが、セクハラはそうとは自覚なく起こる身近な問題であり、誰もが被害を受ける、または加害をする可能性のあるものです。セクハラは他のハラスメントと比べると個人的な関係性の中で行われる場合が多いため、被害を受けたとされる者が孤立するとともに告発しにくいので、よりていねいな防止の取り組みが必要です。本書ではセクハラ防止と解決に必要な内容を網羅するように構成されています。



まずは、あなた自身にセクハラ加害あるいは被害のリスクがどの程度あるか、以下の項目でセルフチェックしてみましょう。

- お茶は男性ではなく女性に入れて欲しい
- 飲み会等で上の立場の男性の隣には女性が座ることが望ましい
- 飲み会等で場を盛り上げるため、性的な冗談を言うことがある
- 女子学生（女性部下）を食事に誘ったときに断ってくるのは、遠慮しているからである
- 相手が気にしなければ、セクハラにあたるような言動は許される
- 自分はセクハラを起こさない自信がある
- 露出の多い服装をしている女性は、自らセクハラ被害を招いていると思う
- 女子学生（女性部下）が誕生日プレゼントをくれた場合、自分に好意を寄せていると思う
- セクハラは男性から女性に行うものである
- セクハラは上の立場の者が下の立場の者に行うものである
- 女性が多い職場や研究室等ではセクハラは起こらない
- セクハラをするのは欲求不満を抱えている人だけである



### 【解説】

上記の項目はすべて、セクハラ加害あるいは被害のリスクがあることを示すものです。チェックのついた項目が多いほどセクハラリスクが高いと考えられます。セクハラは多くは上の立場の男性から下の立場の女性に行われます。しかし、下の立場の男性が上の立場の女性に行う、さらに上の立場の女性が下の立場の男性に行う場合もあるので、「自分がセクハラをするわけがない」、「自分がセクハラをされるわけがない」と思い込まないように気をつけましょう。



## (1) セクハラの実義

セクハラとは、性差別による重大な人権侵害であり（金子，2006），性的な言動により相手に不利益を与えたり，性的要求や性的言動を繰り返すことにより相手に不快感を与えたり，就労・修学や，教育・研究・課外活動の環境を悪化させる人権侵害の言動を指します（弁護士法人飛翔法律事務所，2014）。

## (2) セクハラの種類

### ① 環境型セクハラ

学生や教職員の意に反する性的な言動により学生の修学環境及び教職員の就業環境が不快なものとなったため，学習意欲，研究意欲，労働意欲の低下や健康を害する等の影響を与えるものを指します。

「身体接触型」……身体に触れたり抱きついたりする 等

「発言型」……卑わいな話をしたり性的な噂をしたりする 等

「視覚型」……卑わいなポスターを共有場所に掲示する，  
飲み会の席で裸になる 等

### ② 対価型セクハラ

学生等に性的要求を拒めば単位認定等で不利益を与える脅す，実際に性的要求を拒んだ学生等の単位認定等に不利益を与える，また教員や職員の労働条件に不利益を与えるなどがあります。



### ③ 混合型セクハラ

環境型，対価型のいずれともとれる類型を指します。

## (3) セクハラが大学で起こりやすい背景

### ① 閉鎖的環境

大学は政治的圧力から自由なアカデミックな場としての役割を果たすという性質上，民間企業や役所と異なり密室性が高く，外部の目にさらされにくいことを特徴としています。そうした中，研究室やゼミなど密室的状态で学生と教員が関わっているときに，セクハラの実起確率が高まる恐れがあります。

## ② 支配関係が形成されやすい環境

上位教員側が学生の成績や部下の人事を決定する権限をもっていますが、上位教員が学生や部下に対して「力」をもっているという自覚が乏しいときに起こりやすくなります。学会発表の打ち合わせを口実にホテルの部屋で二人だけになったときに行われる例が少なくありません。また、男女の力の差が指導者－学生関係での力の差を上回る場合もあり、女性教員が男子学生からセクハラを受けることもあります。

## 4 セクハラの実例



ここに挙げた実例は、実際にあった事例の要素に基づき構成しなおした架空の実例になります。

### (1) 教員から学生への環境型セクハラ：女子学部生Aさんの事例

Aさんは男性教授と男性助教が運営する研究室へ配属になった。Aさんへの直接の指導は助教が全面的に行うことになった。助教はAさんが実験を成功させると、「よく頑張った」と言って肩を触ってくるのがよくあった。また、Aさんが自分のデスクに座って実験計画について考え込んでいると、音もなくうしろから近づいて「どうした？何かわからないことでもある？」と声をかけながら頭に手を置いたりしてきた。Aさんは助教が事あるごとにやたらと身体接触をしてくることに違和感をもっていた。しかし、助教は学生の面倒見がよく研究室の他の学生からも慕われており、教授からの信頼も厚い様子だったので、何となく身体接触にまつわる違和感を誰にも話せずにいた。すると、助教は身体接触だけでなく、「彼氏とのデートではどなたのところに行くの？」「たまにはスカートをはいてみたらいいんじゃない。似合うと思うんだけどな」といった発言をしてくるようになったことからAさんは助教に対して気味の悪さと恐怖感を感じるようになり、研究室に行くことも怖くなり、研究室に顔を出さなくなった。



### (2) 教員から学生への対価型セクハラ：女子大学院生Bさんの事例

Bさんは研究者を目指して、世界的に認められている男性准教授の研究室に博士前期課程の大学院生として入った。教員はその准教授のみであった。Bさん以外に大学院生が数人いたが、なぜかBさんにだけ指導が厳しく、ゼミでは毎回のように『君は何をやってもだめだ』と怒鳴り続けた。Bさんは准教授に認めてもらおうと必死で努力した。ところが

博士後期課程に上がると准教授は急にやさしくなり、准教授は自分が思うように研究業績をあげられない不安や焦りをBさんに訴えるようになった。Bさんは准教授が精神的に潰れるのではと不安になり、いつも親身になって耳を傾けていた。そんな中、Bさんは准教授と一緒に学会に参加することになった。夜、准教授がBさんを宿泊先に呼び出し、いつもの不安を訴えながらBさんの手を握ってきた。Bさんは恐怖を感じたが、抵抗すると何をされるかわからないと思い平静を装った。それ以降、Bさんは准教授から出張先の宿泊先に呼び出されては身体を触られるようになった。Bさんはセクハラだと理解していたが、准教授の将来に傷がつき、Bさんも研究者への道が絶たれ、研究室の他のメンバーにも迷惑をかけることを恐れて誰にも相談しなかった。とうとうBさんは精神的に耐えられなくなり、研究者になることを諦めて大学院を退学し企業に就職した。今でも突然准教授への恐怖に襲われることがあるので心療内科に通っている。



### (3) 教員から学生への環境型のセクハラ：男子学部生Cさんの事例

Cさんはある女性教授が指導するゼミに所属している。日ごろから女性教授はCさんのことを他のゼミ生と比べて不自然なぐらい過剰に丁寧に指導をしていた。そんな中、卒論の個別指導のときに、教授から『あなたの研究に役立つ資料があるの。でも自宅に置いてきちゃったのよね。今日の20時だったら帰宅しているから、取りに来ない?』と提案した。Cさんはどんな資料なのかすぐに見たいと思ったので、特に何も考えずに「わかりました」と返事をした。約束どおり20時に教授宅に行くと、『せっかくだから上がりなさい』と教授がCさんを家に招き入れ、Cさんもそれに従った。女性教授はコーヒーをCさんに出し、約束していた資料を渡してひととおり説明をしたあと、『ところでCは彼女とかいるの?』と尋ねてきた。Cさんが「います」と答えると、『どんな人?かわいいの?デートではどんなところに行くの?』と矢継ぎ早に質問した。Cさんは教授に交際相手のことについて話したくはなかったが、役立つ資料をもらった手前、断りにくく、嫌々返答を続けた。そのうち『前から思っていたけど、Cって体つきいいよね』と言い、Cさんに近づいて肩に手を置いてきた。Cさんは恐怖を感じたが、そんなことで動揺していると教授にばれたくないので、何事もなかったかのような顔で「そろそろ失礼します」と言って教授の家をあとにした。





## (1) セクハラの手口

### ① グルーミング

「いい人」と見せかけて自分の支配下におく一種の対人操作で、日本語では「手なづけ」と訳されています。他の人よりも明らかに差をつけて懇切丁寧に指導をする、「君だけだ」と特別扱いする、自身が気に入らないまわりの人の悪口を吹き込み他の人と心理的な距離を取らせるなどして他者を心理的に取り込み、「この人は正しい」と信じ込ませることで、セクハラに気づきにくくさせる、またはセクハラに気づいても恩義を感じて指摘しにくくさせます。グルーミングで使われる手段は一般的な恋愛においても使用されますが、動機に違いがあります。グルーミングの主要な動機は加害者とされる者自身の劣等感の穴埋めですが、恋愛における同様の行為の主要な動機は親密欲求になります。



### ② フット・イン・ザ・ドア・テクニック

フット・イン・ザ・ドア・テクニックとは、小さな要求に対する相手の了解から大きな要求の了解につなげていくというポピュラーな交渉術の1つです。セクハラ加害者とされる者はこのフット・イン・ザ・ドア・テクニックを巧妙に悪用します。いきなりセックスを強要するのではなく、まずは少し卑わいな冗談を言ってみて反応をうかがう、相手が抵抗を示さなければ今度は肩に触れてみるなど段階的にセクハラ行為をエスカレートさせていきます。前述のグルーミング同様、このフット・イン・ザ・ドア・テクニックも動機は全く違いますが一般的な恋愛でもよく使われるので、被害を受けたとされる者がフット・イン・ザ・ドア・テクニックを悪用されていることに気づかないこともめずらしくありません。

### ③ アカハラからセクハラへの移行

事例2 (P.3 参照) のように、最初は人格否定的発言や脅し、暴力によって修学上の嫌がらせを行うというアカデミック・ハラスメント (以下「アカハラ」という。) から始まり、次第にセクハラに移行するということもよく見られます。加害者とされる者はアカハラにより支配欲を満たし、相手の従属性を強化したあとで、表面的な支配で満足できず、相手を完全に支配するためにセクハラに及ぶことがあります。



## (2) 加害者とされる者にみられやすい特徴

### ① 低い人権意識

性欲や支配欲、また承認欲求といった自身の欲求を充足させるために、他者の人権を軽視してもかまわないという意識をもっています。

### ② ストレス対処能力の不足

業務負担が多いまたは複雑である、私生活上の問題があるなど、ストレスを抱えやすい状況にあるにも関わらず、それに対処できる能力が備わっていない場合がよく見受けられます。

### ③ 共感能力の不足

相手の気持ちを相手の立場に立って想像し理解する力が不足していることで、相手の人格を否定してでも自らの欲望を満たそうとする、相手の苦しみや痛みを、相手の願望や快感に読み替えてしまうなどのことが起こります。

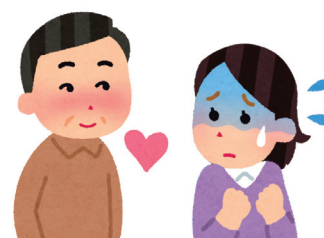
### ④ 古い男女観へのとらわれ

現在の日本では、セクハラ被害を受けるのは男性よりも女性が多い傾向にあります。セクハラを行う男性は、男性の性的逸脱は多少許される、男尊女卑的思想をもち女性を支配することへの抵抗が少ない、上位の男性の精神的ケアは下位の女性の役割であるという考えにとらわれていることがよくあります。

## (3) セクハラ加害者とされる者のタイプ

### ① 真面目な人が恋愛感情に流されてしまうタイプ

このタイプの人には、セクハラについて十分理解しており、してはいけないとわかっているにも関わらず、ある対象に強い恋愛感情をもってしまい「これはセクハラではなく、本当の恋愛である」と間違っ



て認識して自覚なくセクハラに及びます。セクハラを本当の恋愛であると間違っ

## ② 常習的にセクハラを行うタイプ

①とは質的に異なり、自分自身でもセクハラ行為のコントロールが効かないレベルに達している場合が多く、セクハラ行為をやめるためには専門的治療を必要とするタイプです。

中には、セクハラ行為で他者を支配し、性的かつ心理的に慰められることによって、研究業績が伸び悩む、家族から見放されているなどからくる不安を一時的に紛らわそうとしている人もいます。こうした不安要因を建設的に解消する方法を身につけるまではセクハラ行為をやめられないのが一般的です。

## 6 被害を受けたとされる者への影響



### (1) 精神的影響

#### ① 自信喪失

セクハラを受けることによって、安心感を奪われ、尊厳を失うことによって自己評価が低下することがよくあります。そのため、セクハラ被害についても、自身に非がないところまで「自分のせいでこんなことをされたんじゃないか」と自分に責任を感じてしまいやすくなり、精神的に追い詰められることも多くあります。



#### ② 他者不信の増大

セクハラを受けることによって、これまで安全だと思っていた環境が実は危険な場所であったと感じ、世界観が大きく歪みます。その結果、加害者とされる者と同じ要素をもつ他者、たとえば教授から被害を受ければ教授や大学教員全体に対する不信感、さらには他者全般に対する不信感に増大することもあります。その結果、セクハラ被害を受けて苦しんでいたとしても、他者に安心して相談することができず、一人で抱えて苦しみ、ますます事態が悪化してしまうことも少なくありません。

#### ③ さまざまな精神症状

セクハラを受けたことによって、抑うつ症状や不安症状、あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）や「死んでしまいたい」という強い思いにとらわれるといった自殺念慮に苦しむこともあります。必要に応じて医療機関への受診をお勧めします。

## (2) 身体的影響

セクハラを受けたことによるストレスが身体の症状として現れることもあります。代表的なものは、腹痛、頭痛、吐き気、肩こりなどの症状です。また、食欲不振や睡眠障害として出ることもあります。精神症状と同様、必要に応じて医療機関への受診をお勧めします。

## (3) ライフ・キャリアへの影響

セクハラを受けたことによって、自分の抱いていた目標や夢を諦めざるを得ないと考えて将来に対する希望を失う、また大学を退学する、仕事を辞めるといった、生活上の大きな損失につながることもあります。

# 7 セクハラ加害と被害を防ぐ方法



## (1) セクハラに加害を防ぐ方法

### ① 自己防衛手段

教員が「かわいく」思っていた学生に対して、明らかに不適切な言動をとってしまうことも多くあります。授業や学生指導で知り合った学生や仕事上で関わりのある部下や同僚をレストランや自宅の食事など、私的なつきあいへ誘うことがセクハラへの第1歩となることも多くあります。教員や上司は指導上の関わり（仕事上の関わり）と私的付き合いの間を区別すること、すなわち教育者・指導者（上司・同僚）としての枠を自らに言い聞かせることが重要です。

また、携帯電話やインターネットは指導上の関わり（仕事上の関わり）と私的付き合いの間の区別をしにくくする特性があります。学生（部下や同僚）とのメール、掲示板、ブログ、SNSなどでのやりとりを安易にもつこともセクハラに発展しやすいので注意が必要です。



### ② 身に覚えのない場合

セクハラに加害を訴えられたとしても、加害者とされる者にとって全く身に覚えのないことがあるかもしれません。そんなときは慌てて被害者に謝罪をしたり和解を求めたりといった行動に出ないようにしてください。被害を受けたとされる者の中には、何らかの特性や精神的問題を抱えていることによって、被害を受けたと誤解する者もいま

す。判断に迷ったときには、まずは保健管理・総合相談センター総合相談部門（P.11参照）にご相談ください。状況を丁寧に分析した上で、適切な対応を一緒に考えます。

## (2) セクハラ被害を防ぐ方法

フット・イン・ザ・ドア・テクニック（P.5参照）で触れたように、セクハラをする人の多くは、はじめにきわどい冗談を言ってみて相手の反応を見ながら、どこまで許されるか試すことがあります。職場内ではっきりした否定的な態度をとるのは難しい面もありますが、はじめが肝心ですので、不快に感じる場合は嫌だという気持ちをはっきりと伝えてください。例えば1対1での食事などを誘われた場合も遠回しではなく、はっきり断りましょう。

自分で気をつけることとしては、ビジネスライクに徹して、職場でも公私のけじめをつけて行動することです。またひとりで悩まないで、気になっていることを信頼のおける同僚や上司と話し合しましょう。話し合っている中で、同じように不快に感じている同僚が見つかる可能性もあります。その人たちと協力して環境改善を申し入れるなどして、周囲の理解を得るようにすることも大切です。

## 8 セクハラ被害を受けたらできること



### (1) 出来事の記録を整理し、証拠を集める

セクハラ解決に向けて、協力してくれる第三者に理解・納得してもらいやすくするため、次のような準備をしましょう。

- 被害を受けた日付・場所・加害者とされる者の行動や言動・周囲にいた人（証人となり得る人）についての詳細な記録をつくります。
- 可能であれば会話を録音したり、状況を録画したりしておく重要な証拠資料となります。



### (2) はっきりと拒否する

あいまいな態度を示していると、「嫌がっていなかった」「合意の上だった」などと言われる可能性があるため、誰が見ても明らかに嫌がっていることがわかるくらい拒否的な態度を取ることが大切です。



### (3) 味方をつくる

被害を受けたとされる者がセクハラを受けていることを誰にも話さず内緒にしていることが加害者とされる者にとって都合の良い条件となり、エスカレートさせていきます。周りに信頼できる人がいればできるだけ早い段階で勇気を出して相談してみましょう。



### (4) 専門機関に相談する

加害者とされる者がセクハラをなかなか認めないなど解決が困難である場合も多いため、自身ではそれほど深刻ではないように感じるときにでも念のため専門機関に相談することをお勧めします。

なお、本学では総合相談部門が相談と申し立て窓口になり、必要に応じて本学の人権委員会での対応を受けることが可能です。詳しくは保健管理・総合相談センター総合相談部門（P.11 参照）にお問い合わせください。



## 9 セクハラ被害を相談されたら

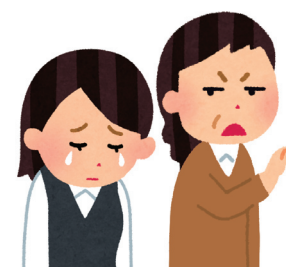


### (1) 二次被害を避ける

一般的にセクハラはあってはならないことと考えられています。したがって、被害を受けたとされる者から相談されても信じることができず、被害を受けたとされる者を疑う、またはセクハラ自体を認めない発言をしてしまうことがあるかもしれません。それらの言動は、二次的に被害者に被害を与えることになることから、「二次被害」と呼ばれています。以下によく発しやすい二次被害のこぼれを挙げてみました。

#### ① 「あなたに隙があったのではないか」

あなたもついて行ったでしょう。  
あなたが先生を誘惑したんじゃないですか。  
本当に嫌なら抵抗するはずですよ。



#### ② 「あの人がそんなことをするはずがない」

あの先生は真面目で指導熱心だし、学生からの信頼も厚い。  
大学教員たる人がそんなことをするはずがない。  
あなたが作り話をしているのではないですか。

あの先生には奥さんも子どももいるので、そんなことをするはずがない。

### ③ 「忘れなさい」

レイプされたわけでもないのに、別にたいしたことではないでしょう。  
単なるスキンシップだから受け流せばいい。

## (2) 専門相談窓口への相談を勧める

「11. 相談窓口」に挙げた相談窓口への相談を勧めてみてください。もし一人で相談することをためらっているようであれば、初回は同行することも検討してみてください。

## 10 セクハラ被害を訴えられたら

加害者とされる者として訴えられ、相談機関から被害を受けたとされる者への謝罪を求められる、または大学の人権調査委員会による調査協力を依頼されたら、まずは真摯に申し立てられた事実を受け止めましょう。その上で、なぜセクハラ被害を受けたとされる者として申し立てられたのかという理由について被害を受けたとされる者の訴えのもとに振り返り、自己的人権意識について考え直す機会にすることが大切です。また、健全なストレス対処法を増やす、男女平等の価値観を獲得するチャンスとすることもできます。セクハラ被害を受けたことは大変残念なことです。この経験をよりよいものにするように努め、処分結果を素直に受け止めてください。

## 11 相談窓口

### (1) 学内相談機関

#### ① 保健管理・総合相談センター

総合相談部門

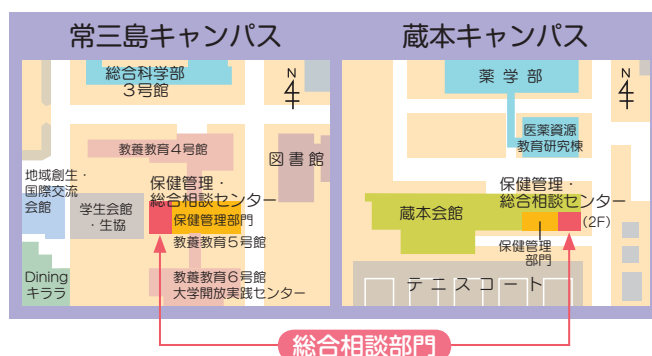
平日 8:30～17:15

<予約制>

予約電話番号：088-656-7637

予約メールアドレス：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

総合相談部門 HP：http://www.tokushima-u.ac.jp/campus/consultation/



## ② 各学部の総合相談員

各学部の教職員が総合相談員として相談に応じています。

総合相談員の方々については大学HP

<http://www.tokushima-u.ac.jp/campus/consultation/consultation/consultant.html>

をご参照ください。

## (2) 学外相談機関

① 徳島県労働局「雇用環境均等室」 電話：088-652-2718

② 法テラス徳島 電話：050-3383-5575（平日 9:00～17:00）

法テラス・サポートダイヤル：0570-078374（平日 9:00～21:00／土曜 9:00～17:00）

③ フレアとくしま相談室（徳島県男女共同参画交流センター）

予約電話：088-626-6188（月、水、木、金、土 10:00～12:00／13:00～16:00）

④ 徳島市女性センター

相談及び予約電話：088-624-2613

女（ひと）と男（ひと）生き方相談

【相談】（電話・面接）月、水、木、金、土 10:00～17:00 <予約優先>

【夜間相談】（電話・面接）第1・2・3週の水・金 18:00～20:00 <事前予約が必要>

## 12 関連法律



セクハラの内容によっては法律問題となることもあります。参考までに代表的な関連法律を挙げさせていただきます。

### (1) 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）第11条

事業主は、職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、その女性労働者が労働条件に不利益を受けたり、就業環境がその性的な言動により害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

### (2) 平成18年厚生労働省告示第615号

①事業主の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に対してその方針を周知・啓発すること

- ②相談（苦情を含む）に応じ，適切に対応するために必要な体制を整備すること
- ③相談があった場合，事実関係を迅速かつ正確に確認し，適正に対処すること

### (3) 加害者の刑事責任

#### ① 刑法第176条 「強制わいせつ罪」

13歳以上の男女に対し，暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は，6ヶ月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者も，同様とする。

#### ② 刑法177条 「強姦罪」

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫<sup>かんいん</sup>した者は，強姦の罪とし，3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も，同様とする。

#### ③ 刑法第204条 「傷害」

人の身体を傷害した者は10年以下の懲役，又は30万円以下の罰金もしくは科料に処す。

#### ④ 刑法第223条 「強要」

生命，身体，自由，名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し，又は暴行を用いて，人に義務のないことを行わせ，又は権利の行使を妨害した者は，3年以下の懲役に処する。

#### ⑤ 刑法第230条 「名誉毀損」

公然と事実を摘示し，人の名誉を毀損した者は，その事実の有無にかかわらず，3年以下の懲役，もしくは禁錮，又は50万円以下の罰金に処す。

## 文 献

- 金子雅臣 2006 壊れる男たち－セクハラはなぜ繰り返されるのか－ 岩波新書
- 池谷孝司 2014 スクールセクハラ－なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるか－ 幻冬舎
- 東北大学高等教育開発推進センター編 2008 大学における学生相談・ハラスメント相談・キャリア支援－学生相談体制・キャリア支援体制をどう整備・充実させるか－ 東北大学出版会
- 弁護士法人飛翔法律事務所編 2014 キャンパスハラスメント対策ハンドブック 経済産業調査会



## あとがき

青年時代は出会いの時だ。生涯にわたる友人，魅力的な異性，新たな趣味やスポーツ，未知の文学や音楽，異なった風土や文化，と出会う。しかし，これらの出会いは学生生活ならずとも遭遇する。大学キャンパスならではの特権は，専門技能や学問との出会いであり，教授から助教までの教員や先輩学生との出会いが加わることだろう。

私自身が学生のころ，還暦も過ぎた教授が，故人となった恩師を懐かしそうに語るのを聞くことがあったが，祖父さんが曾祖父さんの話をしているようで，どうもピンと来なかった。ご自身の道を何十年も歩まれて今更恩師でもないではないか，と思ったものだ。まさに若気の至りであった。今はよくわかる。我が道を歩んでいるつもりでも，若いころの出会いと，そこで学んだ学風が，自分の歩む道を相当程度に規定しているものなのだ。少し年長の先輩たちは，良きロールモデルとなっていたことも振り返ってみるとよくわかる。

もし，大学キャンパスで生まれるはずの学問や教員や先輩との幸福な出会いが，セクハラ，パワハラ，アカハラとの遭遇に暗転するとしたら，何と残念なことだろう。希望を胸に入学してきた学生が，本冊子の架空事例にあるように退学に追い込まれたり，志ある若手研究者が志望の断念を余儀なくされたりすれば，取返しのつかない悲劇となる。

徳島大学はハラスメントとは無縁と信じたい。だが現実にはセクシャル・ハラスメントに限ってみても，「意外と身近」であり，このキャンパス内でも生じていると想定しなくてはならない。自分は無縁だとも簡単には断言できない。確信犯もいるが，無自覚に加害者となっていることもあるようなのである。人生に出会いは多いから，ひとりふたりの反面教師がいてもちょっとした喜劇ですむ。しかしハラスメントは許されない。本冊子が本学のセクシャル・ハラスメントの予防と解決に役立つことを祈る。

保健管理・総合相談センター長

大森 哲郎

<保健管理・総合相談センター総合相談部門>

センター長	大森 哲郎
部門長	山本 真由美
専任カウンセラー	赤坂 和哉 井ノ崎 敦子 藤原 朝洋
インターカー	井上 陽子

意外と身近なセクシュアル・ハラスメント

— 予防と解決のためのガイドライン —

---

発行日 2016年11月

編集責任 井ノ崎 敦子

編集・発行 徳島大学保健管理・総合相談センター総合相談部門

〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地

TEL : 088-656-7637

E-mail : hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

印刷 八木印刷

